

◎横須賀市立学校教職員の働き方改革の方針について

1 方針の概要

本方針は、令和8年度から令和11年度までを計画期間とし、国や本市のこれまでの取り組みの成果や課題を踏まえ、働き方改革をさらに加速化させることを目的として策定するものです。

なお、本方針は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づく教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画を含め策定しています。

2 基本方針と目標指標

(1) 基本方針

方針1 「学校と教師の業務の3分類」の推進

(別冊：10ページから14ページ)

本市の実情に合わせ「学校と教師の業務の3分類」を適切に進め、学校での業務負担を縮減します。

方針2 その他業務の適正化、ICT等を活用した働き方改革の推進

(別冊：15ページから17ページ)

「学校と教師の業務の3分類」と合わせ、学校現場を支える職員配置の更なる充実や、業務分担の役割の適正化と明確化を図るとともに、ICT等を活用し業務負担を軽減します。

方針3 健康管理を意識した働き方改革の推進 (別冊：18ページ)

時間外在校等時間の縮減や適切な年次休暇の取得の推進など、心身のリフレッシュを図り、児童生徒への教育に取り組めるような環境づくりを行います。

方針4 働き方改革に対する意識改革の推進

(別冊：19ページから20ページ)

学校で実施している好事例を共有し、働き方改革の好循環を生み出すなど、働き方改革を進める上で重要となる意識改革の向上を図ります。

方針5 教職員の働き方改革の検討体制及び学校へのフォローアップ
体制の充実 (別冊：21ページ)

学校と教育委員会が一体となり、本方針を進めるためのフォローアップ体制を充実させます。

(2) 目標指標

①時間外在校等時間について

1か月の時間外在校等時間	月 45時間超の教育職員の割合	0%
1年間の時間外在校等時間	年360時間超の教育職員の割合	0%

②ウェルビーイングの向上について

「現在の職場を働きやすい職場」と感じている教育職員の割合
80%以上

「仕事にやりがいがある」と感じている教育職員の割合
80%以上